



こんなときは必ず

14日以内

に届出を!



	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するときに	他の市町村から転入してきたとき。	印かん、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき。 または、扶養家族からはずれたとき。	印かん、社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき。	印かん、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき。	印かん、保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成されたとき。 (在留期間が3か月を超える等)。	印かん、特別永住者証明書または 在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
国保をやめるときに	他の市町村に転出するとき。	印かん、世帯全員の保険証
	職場の健康保険に入ったとき。 または、扶養家族になったとき。	印かん、国民健康保険証、 加入した職場の健康保険証
	死亡したとき。	印かん、保険証
	生活保護を受けるようになったとき。	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなったとき。	印かん、保険証、特別永住者証明書または 在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
その他のとき	同じ市町村内で住所が変わったとき。	印かん、世帯全員の保険証
	世帯主が変わったとき。	
	世帯が分かれたときや一緒になったとき。	印かん、保険証
	氏名が変わったとき。	
	修学のため別に住所を定めるとき。	
保険証を紛失したり破損したりしたとき。	印かん、身分を証明するもの、破損した保険証	

(注1) 上記手続きには「マイナンバーカード(個人番号カード)」(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)が必要となります。
また、年金手帳が必要となる場合がありますので、併せて持参してください。

(注2) 外国人住民については、住民票が作成されていない人でも国保に加入する場合があります。

※ 詳しくは、市町村国保担当にお問い合わせください。